

令和4年第6回野洲市農業委員会
総会議事録

令和4年6月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和4年第6回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年6月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第6回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 3 番 坂口 茂、
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

2 番 小森 貴夫、7 番 苗村 善明、11 番 森 恒仁、24 番 小森 正人

会議に参加したる職員

農業委員会	事務局長	川尻 康治
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太

農林水産課	主 任	中川 大貴
	主 任	浦谷 亮太

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、総会に入ります前に、本日は総会終了後、農地部会を行いますので、総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は22名であります。

欠席は、2番小森 貴夫委員、7番号村 委員、11番森 恒仁委員、24番小森 正人委員です。

よって、本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和4年第6回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第16番白井委員、第23番田中委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第15号から議第19号を上程します。

議第15号農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧下さい。

議第15号農地法第4条第1項の規定による申請についてご説明いたします。

案件は1件です。

中北●●●●番および●●●●番の現況地目が宅地、登記地目が畑、面積計138.00㎡について倉庫敷地として転用するものです。なお当該土地は、昭和54年及び昭和61年に、既に農業用倉庫、物置が設置され、利用されていたため、現況の利用状況に是正すべく、転用申請をされたものです。このことから申請にあたり、顛末書を提出されています。

位置図は議案書8ページをご覧下さい。

別添資料の1をご覧下さい。

当該申請に係る農地法第4条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。

第1番 清水委員をお願いします。

清水委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さんが倉庫として利用されており、本来の姿として利用したく顛末書を付けられたものです。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 15 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 15 号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第 15 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

議第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請についてご説明いたします。

案件は 6 件です。

1 件目は、竹生●●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 19 m²について、●●●●氏から●●●●氏に売買による所有権移転をされるものです。

当該土地については、10 年以上前から駐車場として使用するために、借用されていましたが、今回の所有権移転に伴い、現況の利用状況に是正すべく、転用申請をされたもので、申請にあたり、顛末書が提出されています。

位置図は議案書 9 ページをご覧ください。

別添資料の 1 をご覧ください。

当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は、農地区分では第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

2 件目は、吉川●●●●番、登記地目、現況地目ともに 畑、面積 1,083 m²について、●●●●氏から●●●●に賃貸借により露天資材置場に一時転用するため申請があったものです。

位置図は議案書 10 ページをご覧ください。

別添資料の 2 をご覧ください。

当該土地については、滋賀県企業庁が発注する送水管布設工事にかかる発生土の仮置きおよび埋め戻し材料の置場として利用されるもので、現場周辺において農地以外での用地確保が困難であるため一時転用申請されました。

整備にあたっては、耕土をすき取り後に養生シート及び鉄板を敷設し、排水はうわ水のみを既設排水路へ放流されるため、隣接する農地への影響はありません。また工事完了後は農地へ戻すことを要件としております。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では農業振興地域内にある農用地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

3件目は、市三宅●●●●番及び、●●●●番の現況地目 雑種、地登記地目 田、面積計 721 m²の田について、●●●●氏から●●●●氏に露天資材置場及び物置に転用するため売買により所有権移転されるものです。なお、当該土地は、昭和50年頃に、農地以外への造成が行われていたため、申請に当たって顛末書を提出いただいております。

位置図は議案書11ページをご覧ください。

別添資料の3をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、整備にあたっては、盛土され、雨水排水はU型側溝で一カ所に集水して隣接する水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

4件目は、西河原●●●●番及び、西河原●●●●番、現況地目 宅地、登記地目 田、面積計 536 m²で、●●●●氏他2名から野洲市長 栢木 進へ賃貸借により露店駐車場に一時転用するため申請があったものです。

位置図は議案書12ページをご覧ください。

別添資料の4をご覧ください。

当該土地については、中主小学校工事期間中、教職員の駐車場とて一時的に利用するため令和元年に同様の申請がされており、許可されておりますが、工事期間の延長により継続申請がされたものです。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、対象地は農業振興地域内にある農用地区域内の農地および第3種農地となります。工事完了後は農地へ戻すことを要件としております。

5件目及び6件目は、小堤●●●●番、現況地目 雑種地、登記地目 畑、面積計155 m²について、●●●●氏から●●●●氏に露天駐車場に転用するため使用貸借により申請されたもので、

同じく小堤字●●●●番、現況、登記地目とも田、300 m²については、●●●●氏から●●●●氏に露天駐車場に転用するため贈与により所有権移転されるものです。

位置図は議案書13ページ、14ページをご覧ください。

別添資料の5、6をご覧ください。

●●●●番の土地については、以前から●●●●の駐車場として利用されていたこと

から、今回の申請にあたり、現況の利用状況に是正すべく、顛末書が提出されています。当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、●●●●番の土地については、整備に当たって境界ブロック工を設置して盛土され、雨水排水はU型側溝で一カ所に集水し、近接する水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、意見委員の説明をいたします。
議案番号1及び3について、第19番岩井委員をお願いします。

岩井委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さんが駐車場として貸与されており、本来の姿として利用したく顛末書を付けられたものです。よろしく願いいたします。
次に、3件目の案件は申請人の●●●●さんが以前より利用されており、本来の姿として利用したく顛末書を付けられたものです。よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案番号2について、第20番吉川委員をお願いします。

吉川委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さんが企業庁の工事により資材置場として一時転用により賃貸されるもので、周囲の農地への影響がないと考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案番号4について、第18番杉江委員をお願いします。

杉江委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さん他2名から一時転用の再申請がされたもので、中主小学校の工事延長に伴うものと聞いており、引き続き利用されても問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案番号5及び6について、第15番飯田委員をお願いします。

飯田委員 事務局の説明どおりですが、議案番号5、申請人の●●●●さんが以前から駐車場として使用されており、本来の姿として利用したく顛末書を付けられたものです。
次に、議案番号6、申請人の●●●●さんが●●●●さんに、お盆の時期に墓参りが多く、駐車場利用が多いことから贈与されるもので、周囲の農地への影響もないと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 16 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 16 号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第 16 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 17 号農地利用集積計画についてを議題とします。
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

●●番、●●●●委員の退席をお願いします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題 17 号農用地利用集積計画についてご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 9 件、24 筆、55,730 ㎡です。

所有権が移転されたのは、合計 1 件です。

これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

農林水産課 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。

案件は 1 件です。

所有権移転を受ける者は、野洲市八夫●●●●番地の●●●●氏、所有権を移転する者は、野洲市小篠原●●●●番地の●●●●氏です。所有権を移転する土地は、野洲市市三宅●●●●番、現況地目が畑、面積 190 ㎡です。

所有権を移転する日は、令和 4 年 6 月 30 日で、売買金額は 270 万円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件について、全部効率利用要件は、全て耕作されています。農作業常時従事要件は、通年従事されています。認定農業者取得状況は、野洲市の認定農業者です。その他確認すべき要件は、農業の後継者が確保されることに該当します。

議長 説明が終わりましたので、質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第 17 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 17 号について賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員挙手と認めます。
よって議第 17 号は、議案どおりと決定いたしました。
●●●●委員の入室を認めます。

続きまして、議第 18 号非農地証明申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 6 ページをご覧ください。
議第 18 号非農地証明申請についてご説明いたします。
この申請は、農地法第 2 条第 1 項に掲げる農地の対象とならない土地の証明について、野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領に基づいて、その旨の証明を行うものです。
案件は 1 件です。
安治字●●●●番、現況地目 宅地、登記地目 畑、面積 29 m²です。
申請地については、昭和 7 年から住宅が建築されており、農地法が制定された昭和 27 年以前から農地として利用されていないことが確認できましたので、野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領において、非農地として証明できると考えるものです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
2 番小森 貴夫委員が欠席のため、事務局にて代読をお願いします。

事務局 申請人の●●●●さんが宅地として長年利用されてきたもので、非農地として証明して差支えないと考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 18 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 18 号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第 18 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 19 号農業委員会最適化活動の目標設定等についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の7ページをご覧ください。

議第19号農業委員会最適化活動の目標設定等についてご説明いたします。

この度、国から農業委員会最適化活動にかかる目標を設定することが、義務付けられたことを受け、目標設定を行うものです。

内容については、別紙をご覧ください。

まず、Iの農業委員会の状況につきましては、令和4年4月1日現在における農業委員会の体制、農家・農地等の概要について、実数および直近の調査数値に基づいて記載をしております。

次にIIの最適化活動の目標について、(1)農地の集積では、現状、管内の農地面積は2,340ha、これまでの集積面積は1,804ha、集積率は77.1%となっています。

課題につきましては「集積化は進んでいるが、集約化を図るためには農地所有者の理解を得ることです。

次に目標につきましては、目標年度を令和8年度とし、集積率を80%としております。

このことから、今年度の新規集積面積を16haとし、今年度末の集積面積の累計を1,820haとし、集積率を77.8%に設定しています。

次に(2)遊休農地の解消では、1号遊休農地面積を22haとし、用排水および接道条件が悪い狭小地や、農地として利用することが根幹な農地などを除いた緑区分の遊休農地面積を15haとしております。

課題につきましては、今後の高齢化による耕作継続です。

この15haの緑区分の遊休農地を5年間で解消するため、本年度の解消目標面積を3haとしております。

続きまして(3)新規参入の促進では、令和元年度から3年度までの間に新規参入された経営体の数と面積を記載しております。

課題につきましては、関係機関との連携による支援体制の充実です。また、就農フェア・就農相談等により就農希望者との繋がりを広めることです。

目標につきましては、過去3年間(令和元年度から3年度)での権利移動面積の平均の1割以上を記入することとされており、新規参入者への貸付等について同意を得たうえで公表する農地面積を10haの1割である1haとしております。

次に2の(1)推進委員等が最適化活動を行う目標日数につきましては、1人当たりの活動日数を月、8日としております。

日々の農地の見回りや農地のあっせん、地域での話し合い・相談などの活動を想定しています。

次に(2)活動強化月間の設定回数につきましては、年3回としております。

まず、7月～8月では遊休農地の解消にかかる取り組みとして、農地パトロールの実施による利用意向調査を行い、戸別訪問による聞き取り調査を行っていただきます。

次に、8月～10月では農地の集積にかかる取り組みとして、機会をとらえて中間管理機構が作成したリーフレットなどを活用した周知活動を行っていただくことを想定しています。

最後に1月～2月では新規参入の促進として、県などが実施する新規就農フェア等への参加を想定しています。このことは次の(3)の新規参入相談会への参加回数とも重なることを想定しています。

以上 説明を終わります。

議長 続きますので、6月3日に開催された、農地・農政合同部会の内容の報告について、第13番安田委員をお願いします。

安田委員 13番 安田です。

ただ今議題となっております、議第19号農業委員会最適化活動の目標設定等については、さる6月3日に、農地部会と農政部会の合同部会を開催いたしました。

事務局より、最適化活動の成果目標についての、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について、それぞれ現状及び課題、目標の設定について説明を受けました。

委員から、成果目標設定についての、意見等はありませんでした。

また、最適化活動の活動目標についての、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月に8日、活動強化月間の設定目標、3回、及び新規参入相談会への参加目標 1回 についても、委員から、活動目標設定についての意見等はありませんでした。

最後に、採決を行ったところ、挙手全員で、目標設定等について、承認する結果となりました。

以上、私からの合同部会の結果報告と、させていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第19号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第19号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手と認めます。

よって議第19号は議案どおりと決定いたしました。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時00分